

令和8年度 賃金引上げ支援施策パッケージ

生産性向上のために設備投資をしたい
人材確保のため賃金を上げたい



中小企業等の事業者の皆さまが
支援策を探している

そんな皆さまのための「支援メニュー」がこちらです！

- ① 賃金引上げの支援策の概要
- ② 令和8年度業務改善助成金のご案内
- ③ 熊本県内事業場の業務改善助成金の活用事例
- ④ キャリアアップ助成金のご案内と活用事例
- ⑤ 人材開発支援助成金のご案内と活用事例



【参考】

- ・賃金引上げに向けた中小企業等支援策一覧
- ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- ・熊本県の支援策
- ・相談窓口

(熊本働き方改革推進支援センター、よろず支援拠点)



熊本労働局賃上げ施策はこちら



厚生労働省 熊本労働局

労働基準監督署

公共職業安定所

(R.5)

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

※引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		



活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

活用のポイント

職業訓練 + 経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度	50万円(40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円(20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R8.4)

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引上げ計画



設備投資等の計画
(機械設備導入やコンサル
ティングなど)

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上*	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

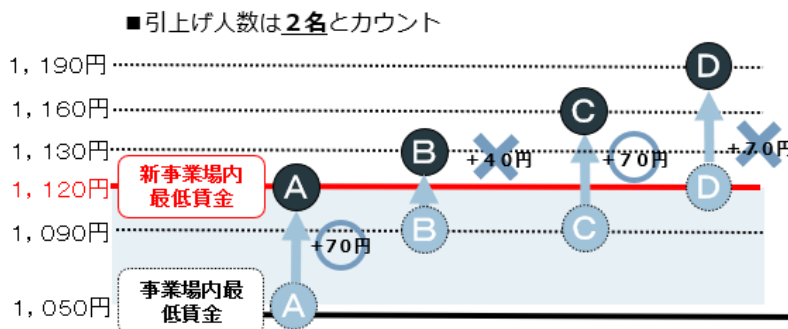
物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
- B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
- D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が1,040円
→助成率4/5
- 8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

480万円 (=600万円×4/5)	>	450万円 (=助成上限額)
(設備投資費用×助成率)		(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- ・ 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



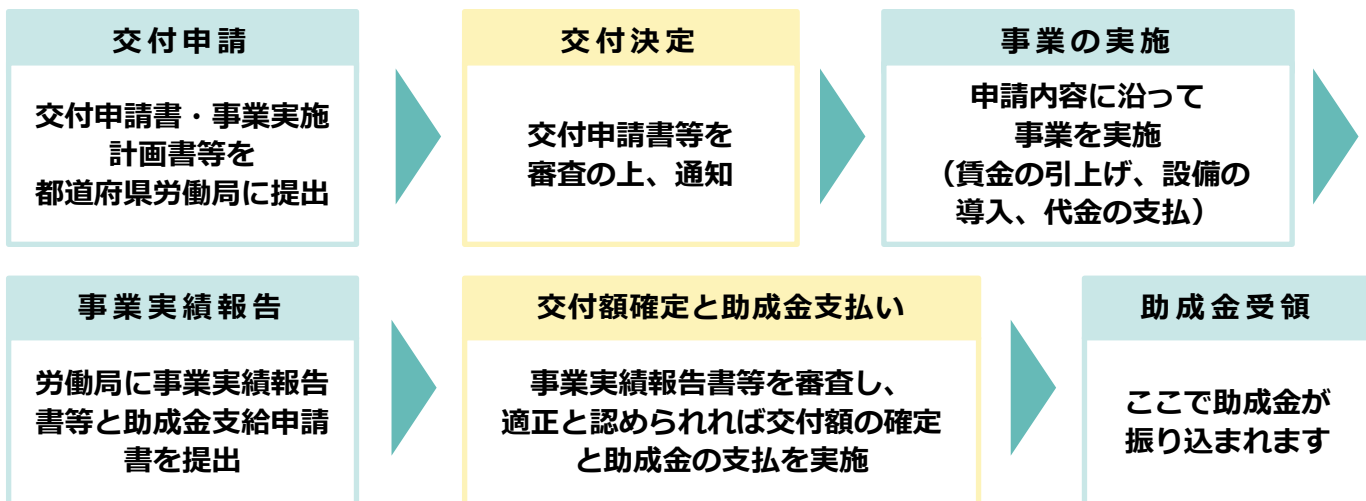
発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施



※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

熊本県内事業場の業務改善助成金の活用事例

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、**設備投資等**を行った中小企業・小規模事業者等に対し、その費用の一部を助成する制度です。

交付決定事業場数260件 《令和7年度実績※》

【建設業】

測量機の導入

工事現場において作業着手前に土地の高さや形状を測量し、これに基づいて水準点や座標点に必要な計算を行うのに1か月を要していた。



測量機を導入したことで、測量や計算を自動で行うことができるようになり、作業期間を2週間に短縮することができた。

- ・事業場労働者数 **15名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円↑**
- ・設備投資等 **220万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **180万**

【飲食業】

業務用オープンレンジの導入

冷凍された食品を自然解凍し、その都度フライヤーで調理作業を行っていたため、調理時間が長く、揚げムラ等も生じていた。



業務用オープンレンジを導入したことで、加熱・再加熱を自動化し、調理時間の短縮と味の均一化を図ることができた。

- ・事業場労働者数 **3名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **30円↑**
- ・設備投資等 **85万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **68万円**

【食品製造業】

ラベリングマシンの導入

商品のラベリング作業を手作業で行っていたため、作業に長時間を要していた。



ラベリングマシンを導入したことで、作業時間を100時間以上短縮することができた。

- ・事業場労働者数 **12名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円↑**
- ・設備投資等 **210万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **170万円**

【農業】

昇降機の導入

農産物を選果する際、重さ約20キログラムのコンテナを持ち上げ、人力で選果物をコンテナから選別ローラーへ投入していた。



昇降機を導入したことで、コンテナを自動で持ち運ぶことが可能となり、足腰の負担軽減につながった。また、選果物が選別ローラーへ自動投入されるため、作効率が上がった。

- ・事業場労働者数 **9名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **50円↑**
- ・設備投資等 **82万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **66万円**

【クリーニング業】

シーツ・包布投入機の導入

作業員が洗濯物を1枚ずつ手で広げて連続洗濯機へ投入していたため、人員が最低でも4名必要であった。



新たにシーツ・包布投入機を導入したことで、洗濯物の投入作業を2名で行えるようになり、作業に要する人員を半分に減少させることができた。

- ・事業場労働者数 **17名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円**↓
- ・設備投資等 **1700万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **450万円**

【清掃業】

自動床洗浄機の導入

コード付き掃除機を利用して清掃作業を行っていたため、1名で行える作業にも限界があり、作業時間も相応の時間がかかっていた。



自動床洗浄機を導入したことで、同時に2フロア以上の清掃が可能となり、作業時間を半減できるようになった。

- ・事業場労働者数 **30名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円**↓
- ・設備投資等 **50万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **40万円**

【観光業】

携帯型無線システムの導入

観光バスの運行にあたり、運転手から運転手へ指示出しを行う際は一度バスを降車した後に携帯電話で連絡を取っていた。



携帯型無線システムの導入により、バスを降車せずとも一度に複数名の運転手と連絡が取り合えるようになり、連絡に要する時間を10分以上削減できた。

- ・事業場労働者数 **16名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円**↓
- ・設備投資等 **833万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **620万円**

各事業場における申請案件のうち、代表的な設備投資等のみを記載しています。

なお、右記記載の金額については、記載した事例だけではなく、申請案件中の全ての設備投資等を反映した額となります。

※上記事例は令和7年度の実績であり、令和8年度の申請コース及び助成率とは異なります。

申請方法など詳細については、以下の機関あてご相談ください。

【問合先】業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日9:00～17:00）

【申請先】熊本労働局雇用環境・均等室

電話番号：096-312-3556



キャリアアップ助成金のご案内

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

正社員化支援

コース名/コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）

	【重点支援対象者※】	【左記以外】
有期→正規：	80万円 (60万円)	40万円 (30万円)
無期→正規：	40万円 (30万円)	20万円 (15万円)

※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
 b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
 c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者

➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
 ➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人

①有期→正規： 90万円 (67.5万円)
 ②有期→無期： 45万円 (33万円)
 ③無期→正規： 45万円 (33万円)

加算措置等/加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
 - 1事業所当たり **20万円** (15万円)
- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換
 - 1事業所当たり **40万円** (30万円)

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり **20万円** (15万円)
- 昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり **20万円** (15万円)

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

① 3%以上4%未満：	4万円 (2.6万円)
② 4%以上5%未満：	5万円 (3.3万円)
③ 5%以上6%未満：	6.5万円 (4.3万円)
④ 6%以上：	7万円 (4.6万円)

上限人数：100人

1事業所当たり **60万円** (45万円)
 1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり **40万円** (30万円)

■ 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり **16.8万円** (12.6万円)
 1事業所当たり1回のみ

年収の壁・支援強化パッケージ

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を実施

※対象となる労働者は、社会保険の加入日の6ヶ月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	-			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	-			
-	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円

※()は、大企業の場合の額。
 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。
 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



キャリアアップ助成金 熊本県内の活用事例について

キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善（賃金引き上げ、社会保険加入等）の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。労働者の意欲や能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

【令和7年度熊本労働局の実績】

(3月末時点)

- ・正社員化コース
支給決定件数 891件
支給決定人数 1222人
- ・短時間労働者労働時間延長支援コース
計画届受理件数 147件
計画対象人数 617人

正社員化コース：活用事例 1

会社概要

中小企業（介護事業）

従業員数：60名

職種：児童指導員等



助成金を活用するに至った背景

他職種からの転職者が多いが、離職者も多く、職場定着率の低さに悩んでいたため、まず有期契約の非正規社員として雇用し、会社や仕事のことを分かってもらう期間を設けることにしている。その後、面談を行い本人から正社員として働きたいとの希望があった場合に、正社員化を検討している。

正社員化に当たって助成金の活用が可能と知り、活用に至った。

有期雇用労働者（重点支援対象者）3名を正社員化
支給総額 **2,400,000円**

本助成金を活用した事業主の声

正社員化に関する面談を行うことで、本人から不安に感じていることを聞くことができ、コミュニケーションの一環となった。正社員化に伴い、昇給の見直しを行っており、労働者本人の励みになっている。実際に職場定着にもつながった。

正社員化コース：活用事例 2

会社概要

中小企業（不動産業）

従業員数：40名

職種：営業職



有期雇用労働者（重点支援対象者）2名を正社員化
支給総額 **1,600,000円**

助成金を活用するに至った背景

パート等の非正規労働者が、働いている中で正社員転換を希望する事例が多かったことから助成金を活用するに至った。

本助成金を活用した事業主の声

正社員転換した従業員の業務に対する意識が変わり、業務への積極性や質の向上につながった。助成金の要件である賃上げにより、本人の処遇を改善させることができた。また、助成金の受給により賞与を増額し、社員へ還元することができた。

短時間労働者労働時間延長支援コース：活用事例 1

会社概要

中小企業（小売業）

従業員数：70名

事業内容：物産館、飲食店



3名分 支給総額 120万円

新たに社会保険の被保険者となった際に、週の所定労働時間を5時間以上延長する取組を行った

例：週平均実労働時間 23時間

→週所定労働時間 30時間

※延長前の週平均実労働時間と

延長後の週所定労働時間を比較する

助成金を活用するに至った背景

扶養の関係で労働時間を制限している労働者は年収の壁を意識せず働くことができる。事業主は労働者の処遇改善に繋がり人手不足の解消へ。令和7年7月1日から年収の壁対策としてキャリアアップ助成金の短時間労働者労働時間延長支援コースが新設されることを知り、活用に至った。

本コースを活用するまでの経過

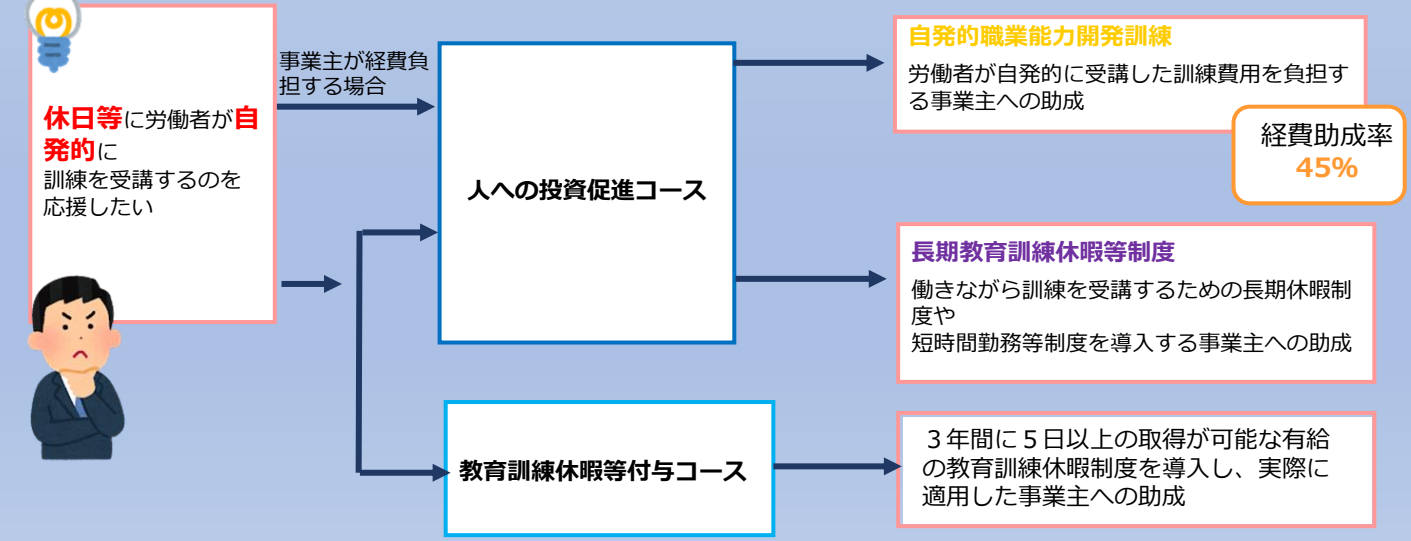
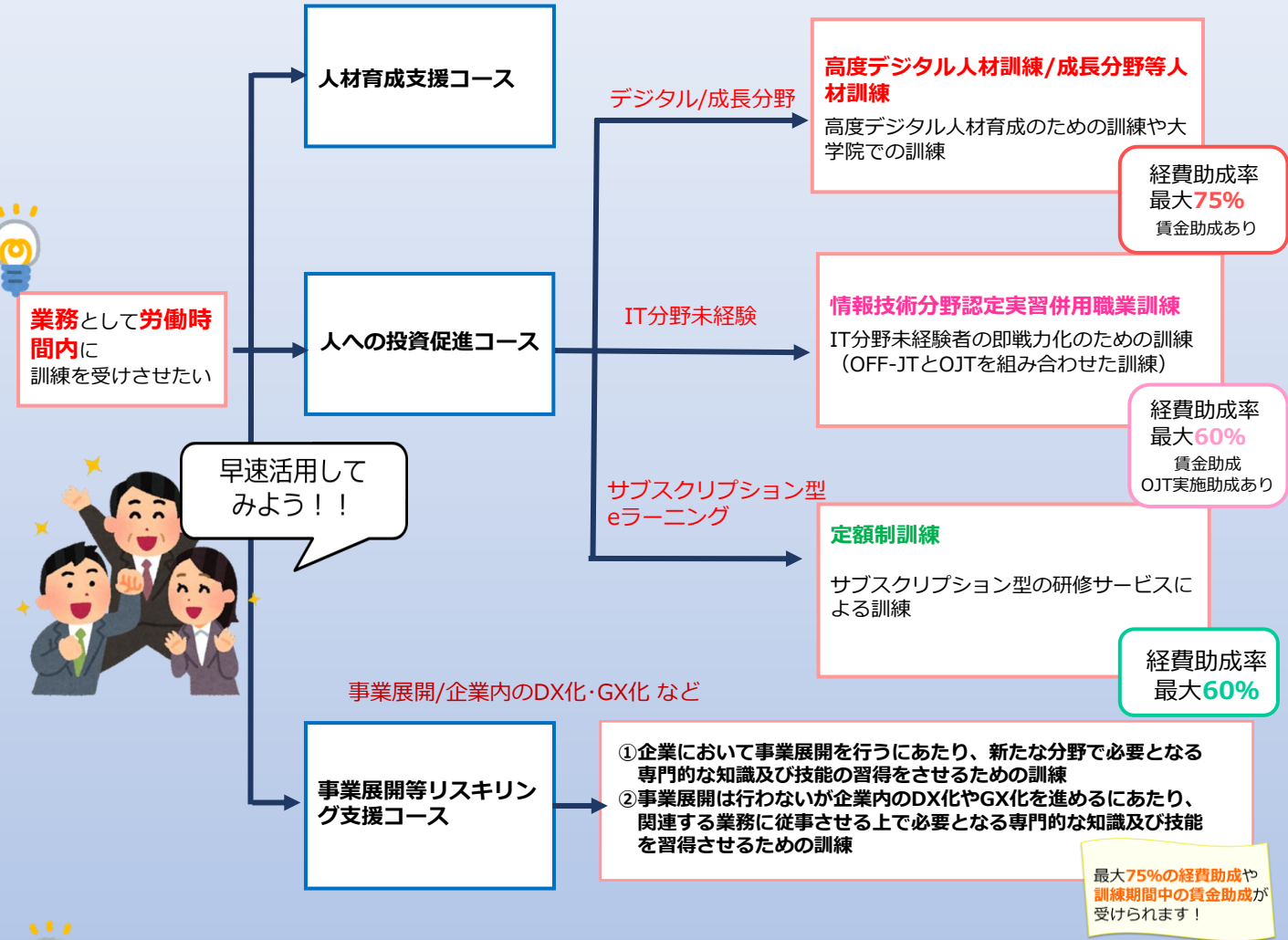
パート・アルバイトで社会保険に加入していない従業員約10名を対象に、年収の壁について説明を行い、今後どのような働き方をしたいかヒアリングを行った。その結果、社会保険に加入したい人、扶養内で働きたい人に分かれたため、加入したい労働者に対し労働時間を延長した。

本助成金を活用した事業主の声

新規で雇用すると人材育成に時間がかかるという面があるが、既にいる従業員の労働時間の延長を行ったことで、生産性が上がった。また、時間を延長し、社会保険に加入した社員のモチベーションが上がった。

従業員の人材育成、スキルアップに人材開発支援助成金をご活用ください

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。




人材開発支援助成金 熊本県内の活用事例について

人材開発支援助成金とは

従業員の職業能力の向上を支援するための助成金です。事業主が労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

事業展開等リスキリング支援コース

会社概要 中小企業（卸売・小売・製造業） 従業員数：12名 事業内容：酒類卸売・小売・製造業	助成金を活用するに至った背景事情 製造部門において、今まで手書きで記録をしていたが、センサーによるデジタルデータとして取得し分析の効率化を図りたいと思っていたところ、研修の案内を大学から受けた。費用面でも助成金を利用しようと思った。
	企業におけるデジタル・DXの取組内容 IOT技術を習得させ、製造部門の職員にデジタル技術の活用を進めることで作業効率化を図る。

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：製造業のためのDXリスキリング講習
- 訓練時間：22時間
- 訓練内容：現場のデジタル化推進を目的とし、デジタル計測・自動記録等の導入のため、座学と実践を学ぶ。

助成金のコース

事業展開等リスキリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

※（ ）内は中小企業以外

助成率・額

<OFF-JT>
 経費助成 75%(60%)
 賃金助成 1,000円
 (500円)/h

助成金の額

助成金の対象となる経費、賃金助成

支給額

<OFF-JT>

- 1 経費助成：67,500円
(90,000円×75%)
- 2 賃金助成：22,000円
(22h×1,000円 (500円))

支給総額 89,500円

(100円未満切り捨て)

- 1 製造業のためのDXリスキリング講座：90,000円
- 2 訓練時間に対する賃金助成：22時間
(中小企業：1,000円/h)


訓練の効果

製造部門の職員に実務的なセンサーの作成や自動記録によるデータ収集などを受講して、今後の業務にデジタル計測を導入することができ作業の効率化を図ることができる。

今後の展開

食品の温度管理を休みの日も会社に行き確認していたが、今後は、携帯にエラー通知ができるようにし、職員の負担を軽減していきたい。

人への投資促進コース：定額制訓練

会社概要 中小企業（医療法人） 従業員数：170名 事業内容：医療・福祉	助成金を活用するに至った背景事情 医療人として学びたい、スキルを高めたいとの職員の声を形にすることで個人のレベルアップおよび医療・福祉施設としての質を上げていきたいと思った。
	人材育成上の課題 人手不足のため従業員の研修をする時間が思うようにとれず、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となった

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：看護・介護・医療系研修受け放題講座
- 受講料等
 基本料金 150アカウント
 19,800円/月
 +追加オプション 10,000円/月

助成金のコース

人への投資促進コース(定額制訓練)

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

※（ ）内は中小企業以外

助成率・額

<OFF-JT>
 経費助成 **60% (45%)**

助成金の額

助成金の対象となる経費

介護・看護・医療系研修
 受け放題講座
357,600円/年

支給額

<OFF-JT>

経費助成：357,600円

受講料等×60% (45%)

支給総額214,500円

(160,900円)

(100円未満切り捨て)

訓練の効果

定額制訓練を活用することで看護、介護、他の職種、院内全体研修を中心に医療安全、感染対策、倫理、非常時対応などすべてのものを知っておくべき事項が学べた。

今後の展開

部門に特化した訓練で、スキルアップを図りたい。

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組み際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組み際にも活用することができます。

③ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

⑤ 賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先 日本政策金融公庫 0120-154-505

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。



2. 生産性向上に関する支援

⑥ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることによって、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑦ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑧ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑨ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30 / 月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑩ 中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑬ 事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先 (補助金事務局)

・専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠
050-3145-3812
・事業承継促進枠 050-3192-6274
・PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑮ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン (下請ガイドライン) を策定しています。

⑰ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑲ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



⑫ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール (ソフトウェア、サービス等) の導入を支援します。

⑭ 小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>
・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>
・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑯ パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

<「宣言」の内容について>
・中小企業庁企画課 03-3501-1669
<「宣言」の提出・掲載について>
(公財) 全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑱ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

【参考1】

4. 資金繰りに関する支援

⑳セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。

㉑小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉒地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉓人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

㉔人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉕建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉖特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

㉗早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

⑳産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額 8,870 円/1人1日あたり（1事業主あたり 1,000 万円））します。

㉑働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

㉓よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉔取引かけこみ寺

問い合わせ先

・(公財) 全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の取引かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

㉕働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。ぜひご活用ください。

㉖中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらおう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



中小受託事業者の
確認ポイント！

新たなルールを確認！

令和8年1月1日から、「下請法」は「取適法（トリエキ法）」に変わります。

取適法施行（令和8年1月1日）に伴い、同日以降に発注した取適法適用対象取引では、新たに以下の行為が禁止されます！

！ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

- 中小受託事業者からの価格協議の求めに応じずに、一方的に代金を決定することは違反になります。

→ 積極的に協議を求めることで、より実質的な価格協議を実現へ

※ 協議を明示的に拒む場合だけでなく、例えば、協議の求めを無視したり、協議を繰り返し先延ばしにしたりして、協議を困難にさせる場合も違反になります。

！ 手形払等の禁止

- 手形による代金の支払いは違反になります（「支払遅延」に該当）。
- 電子記録債権やファクタリングを使用する場合にも、支払期日（最長で、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内）までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものは違反になります（「支払遅延」に該当）。

→ 支払期日に代金満額相当の現金を受取可能に

例えば、以下の場合は取適法に違反することとなります。

- ① 製造委託等代金の支払期日より後に満期日が到来する場合に中小受託事業者において割引を受ける等の行為が必要なとき
- ② 中小受託事業者を受取手数料等の負担が生じるとき

※上記②に関して、決済に伴い一時的に受取手数料等の負担が生じる場合であっても、あらかじめ書面等による合意の上、製造委託等代金の支払期日までに当該負担分を委託事業者が補填し、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に代金満額相当の現金を受け取れるようになっていれば問題とはなりません。

！ 振込手数料を負担させることの禁止

- 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反になります（「減額」に該当）。

→ 代金の受取に係る振込手数料の負担が不要に



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】【参考2】

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

- ① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、
- ② 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、
- ③ その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化するべき立場に**いることを常に意識して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映**させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。
発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示**すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管**すること。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/ro.umuhitenka.html



県の支援策

中小・小規模事業者生産性・売上向上後押し事業補助金(第2弾)

【補助内容】

国・県の補助事業に係る補助対象経費のうち、自己負担額を1/10まで軽減できるよう、上乘せ補助します(上限あり)。

【補助対象者】

熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者等(法人・個人)であって、次の①～③を全て満たす者

① 国・県の補助事業を活用した

県が指定する国・県の補助事業(県ホームページを参照)について、令和6年5月23日以降に、採択を受け、かつ、交付の確定を受けていること

(注) くまもと型応援補助金は本補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。

② 全従業員の賃金を引き上げた

令和7年9月4日以降に、令和7年度の熊本県最低賃金を超える額(時給1,035円以上)に引き上げていること

③ パートナーシップ構築宣言を行った

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録していること

【補助上限額】

1件につき200万円

※国・県の補助事業が複数該当する場合は、複数回申請が可能であり、各申請での上限額が200万円となります。

【申請期間】

令和8年2月2日(月)から令和9年1月29日(金)※まで

※予算額に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

【問い合わせ先】

補助金事務局コールセンター：096-223-6801



詳細はこちら
(熊本県ホームページ)

女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業

【支援内容】

職場環境の改善や短期間・短時間勤務など、女性や高齢者を中心に従業員の多様な働き方を推進し、具体的な取組みを行う中小企業等を支援します。

(1) 女性が働きやすい職場環境整備支援事業補助金

事業所内の女性専用施設・設備の整備に対する支援(補助率3/4、上限額2百万円)

※令和8年度の募集は6/8(月)17:00終了予定

(2) 短期間・短時間雇用応援成事業

a. スポットワーク仲介サービスを利用した際に支払う仲介手数料の一部を補助

(補助率3/4、上限額30万円)

b. 「短時間正社員制度」の新設及び短時間正社員への転換等※を行った事業者に対する助成

(制度新設の補助率3/4(上限10万円)、転換等一人10万円(上限30万円))

※但し、国の助成制度の対象外のケースに限る

※a.b共通：6月募集開始(予定)

【対象者】

中小企業等(個人事業主を含む) ※一定の要件あり

【問い合わせ先】

熊本県労働雇用創生課 県内雇用促進班：096-333-2341

県の支援策

リスキリング応援補助金

【補助内容】

県内中小企業者等の生産性を向上させ、賃上げ環境整備を図ることを目的に、事業者が雇用する労働者の能力開発を通じた人材育成として、外部の教育訓練を受講させる経費について助成します。

【補助対象者】

県内に事業所を置く中小企業者等（個人事業主を含む。）

【補助対象訓練】

訓練の種類	要件
集合・対面形式	実訓練時間数10時間未満
オンライン形式（同時双方向型に限る）	
eラーニング	標準学習時間10時間未満
通信制（郵送等）	or 標準学習期間1か月未満

【補助対象経費】

受講費、教材費、材料費

【補助金額】

補助対象経費の4分の3以内

【補助上限額】

- ・通常の従業員のリスキリング：1事業者あたり50万円
- ・育休中の従業員のリスキリング：1事業者あたり15万円

【申請期間】

令和8年4月1日（水）から令和9年2月15日（月）まで
※ただし、予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

【問い合わせ先】

熊本県労働雇用創生課 人材育成・活躍支援班：096-333-2344

中小企業等価格転嫁力・交渉力強化支援事業

【支援内容】

中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するためには、適切な価格転嫁を定着させていく必要があります。そのため、商工団体が実施する価格転嫁の推進に向けた次の取組みを支援します。

- （1）事業者向けの価格転嫁講習会の開催
- （2）中小企業等を対象とした専門家の派遣
- （3）商工団体の経営指導員など支援機関担当者向けの研修会の開催

【対象者】

商工団体

【問い合わせ先】

熊本県商工政策課 政策班：096-333-2313



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？



- 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- 残業を減らしたい。
- いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- 就業規則を見直したい。
- 36協定の作り方を知りたい。
- 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



ぜひ！

働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階
熊本県社会保険労務士会内

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-041-124 FAX 096-223-6465

MAIL kumamoto@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kumamoto/>

熊本働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

熊本働き方改革推進支援センター

FAX番号

専門家による無料相談 FAX申込書

096-223-6465

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名			
業種	従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)	
所在地	〒 -		
ご担当者氏名	担当部署/役職		
電話番号	メールアドレス		
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望 月 日 時から 第2希望 月 日 時から		<input type="checkbox"/> 専門家と後日日程調整を希望する
相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 生産性向上(業務効率化・IT活用) <input type="checkbox"/> 多様な働き方の実現(多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制) <input type="checkbox"/> 人手不足解消に向けた雇用管理改善 <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> 給与体系、就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業規定の整備 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> テレワーク勤務の導入 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> その他()		
専門家相談を知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 厚生労働省HP(働き方改革特設サイト) <input type="checkbox"/> 過去にセンターを利用したことがある <input type="checkbox"/> よろず支援拠点からの紹介 <input type="checkbox"/> 知人・取引先企業からの紹介 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> 労働局HP <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> 案内ポスター・チラシ

お問い合わせ先

熊本働き方改革推進支援センター 〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階 熊本県社会保険労務士会内

TEL: 0120-041-124

MAIL:kumamoto@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。

中小企業・個人事業主の皆様

熊本県よろず支援拠点とは創業予定の方・個人で事業をされている方・中小企業・NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人などのための無料経営相談窓口です

お近くで相談OK

県内 33 の会場で出張相談会を開催

商工会議所をはじめとする県内の支援機関・金融機関にて、出張相談会を開催しています。開催日時はよろず支援拠点、または各機関にお尋ねください。

QRコードよりGoogleマップで会場をご確認いただけます




！よろず支援拠点は **事前予約制** です

1 まずはどちらかでご予約

ネット予約

熊本県よろず支援拠点ホームページより、ご相談の内容等を入力ください。



電話予約

電話でご相談の内容等をおうかがいし、適任のコーディネーターに繋がります。

☎096-286-3355

受付時間 9:00~12:00/13:00~17:00 土日祝日・年末年始除く

2 予約日にご相談

初回は、「事業の概要・状況」などをお聞きします。そのうえで、コーディネーターが課題や目標と一緒に整理し、課題解決に向けたアドバイスを行います。

3 フォローアップ

結果が出るまで、無料で何度でもご相談可能です。

対面の場合、熊本県よろず支援拠点または出張相談会の会場当日へお越しください。

- 他機関との連携でよりスムーズに支援可能
- 中小企業庁 ●九州経済産業局 ●中小機構 ●熊本県及び熊本県内市町村 ●熊本県内商工会議所 ●熊本県内商工会
 - 熊本県商工会連合会 ●熊本県中小企業団体中央会 ●熊本県和財総合支援窓口 ●熊本県信用保証協会
 - 熊本県内金融機関 ●日本政策金融公庫 ●熊本県中小企業活性化協議会 ●熊本県事業承継・引継ぎ支援センター
 - (株)地域経済活性化支援機構(REVIC) ●くまもと産業支援財団

経営のお悩みは、熊本県よろず支援拠点へご相談ください！！

中小企業庁

熊本県よろず支援拠点

〒861-2202 上益城郡益城町原2081-10 (くまもと産業支援財団)

TEL.096-286-3355 平日9:00~17:00

熊本県よろずでは経営に役立つ情報を随時発信！！
YouTubeチャンネル登録をお願いします

全てのリンクはこちらから↓




お車でお越しの際は、オレンジ色の枠内に駐車ください

売上をあげたい！！

起業したい！！

経営を安定させたい！！

補助金を活用したい！！

あなたの！！

お仕事のお悩みをズバッと解決！！

ご相談いただいた方の満足度

※令和7年度相談者満足度調査実績

96.5%

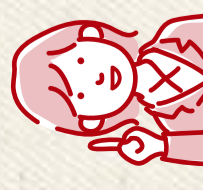
熊本県よろず支援拠点

中小企業庁

熊本県よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は経済産業省・中小企業庁が全国に設置する無料の経営相談所です。

(公財)くまもと産業支援財団が、熊本県でよろず支援拠点を開設する「実施機関」です。



こんなお悩みを解決しています！

売上UP

収益構造の改善で黒字化

コロナ禍で売上が半減。厳しい状況に直面しました。原価率の高さなど課題も多く、経営改善を目指すには、継続的なフォローが必要だと感じ、よろず支援拠点に相談しました。

事業の再生だけでなく、悩みを共有できたとが何より心強かったです。経営者は孤独ですが、寄り添った支援のおかげで大きな改善につながりました。

漬物製造販売店 A様

事業転換

強みを活かし新しい取組を

コロナ禍で売上が20%減少し、店舗レイアウトの変更など試みましたが、業績の回復には至りませんでした。抜本的な事業構造の転換を考えたい時、事業再構築補助金の公募を知り、「よろず支援拠点」に相談。COとの対話で事業の全体像が明確になり、調理と加工技術の強みを活かしながら、業務効率化と販路拡大で弱みを補う経営へシフトしました。

飲食店 B様

事業承継

父の思いを継ぎ、ITで未来へ

創業45年を迎え、父から娘へ事業を引き継ぐ決意をしました。とはいえ、何から始めればいいのか分からない状態でした。そんな時、金融機関の担当者から「よろず支援拠点」に相談してみても」と勧められ、思い切って相談することになりました。

そこから半年、レジや事務処理をIT化したことで、売上管理や会計処理がスムーズになり、作業時間も大幅に削減。おかげさまで経営も順調です。

生花店 C様

創業のモヤモヤ、経営の混乱を
図解でわかりやすく“見える化”!!
頭と気持ちを整えます



渡辺 資文

Watanabe Motofumi

食べて飲んで人生の楽しみ

創業支援と経営改善支援
●創業計画策定
●事業計画策定
●資金繰り改善
●補助金・助成金活用
●中小企業診断士
●認定事業再生士(CTP)



吉本 千剛

Yoshimoto Kazutaka

子どもと遊んでリフレッシュ

経営改善支援●開業支援
●事業再構築支援
●進むべき道程の明確化
●中小企業診断士

企業様のお困りごとを解決。
資金繰りを“可視化”して改善し、
幸せな経営をご支援いたします



橋本 雅哉

Hashimoto Masaya

趣味は蕎麦屋と温泉めぐり

●経営改善●資金繰り●事業計画策定
●現場改善●生産性向上●補助金活用
●中小企業診断士



植田 和典

Ueda Kazunori

人生は雑草との戦いと心得

●事業計画策定(状況分析、数値計画他)
●マーケティング
●中小企業診断士

ビジネスに合った戦略を一緒に設計。
売れる仕組みを考える
勉強会を毎月開催しています!



北岡 敏郎

Kitaoka Toshiro

謎解きと謎作りどちらもやります

●経営改善支援●創業、起業支援
●IT活用による生産性向上
●販路開拓●営業力強化●人材育成
●中小企業診断士
●2級FP技能士



西谷 洋二

Nishitani Yoji

お酒が好きです

●販路開拓●市場調査●資金繰り
●経営知識●事業計画策定
●施策活用
●中小企業診断士

売上×粗利×コストで利益アップ!
経営のムリ・ムダ見直しして
利益体質に改善します



根岸 倫太郎

Negishi Rintaro

休日は図書館で、趣味は旅行

●経営改善支援●創業、起業支援
●IT活用による生産性向上
●販路開拓●営業力強化●人材育成
●中小企業診断士
●2級FP技能士



杉谷 憲一

Sugitani Kenichi

釣りが大好きで、熊本を満喫

●飲食業の経営戦略立案
●業態開発●経営管理
●多店舗・FC展開●海外進出
●酒類の国内外の販路開拓
●中小企業診断士

「この先どうする?」を
補助金×計画づくりで応援!
事業の道すじをいっしょに描きます



佐々木 浩二

Sasaki Koji

ドライブと温泉、図書館で勉強

●経営改善支援による収益性の向上
●ランチェスター戦略による
競争優位の構築
●補助金の申請支援
●中小企業診断士



栗田 博成

Kurita Hironari

サウナーでサウナでほっとする

●営業・WEB・販促ツール
●補助金活用等含むお金を生む
●事業計画作り
●人を中心とした組織づくり・人材育成

売上の見える化、業務改善、効率化、
DX活用で課題を解決し、
強い経営を実現します



西田 ミワ

Nishida Miwa

本屋を巡りながらトレンド観察

●女性視点を活かした販路拡大支援
●WEB・SNS戦略●副業支援
●女性の購買心理に基づいた
見せ方と伝え方の設計

効率化でムダなく収益を最大化!
DX活用で課題を解決し、
強い経営を実現します



森田 欣典

Morita Yoshinori

ロアツン 熊本の熱狂的サポーター

●経営の見える化、業務改善、効率化
●DX活用●経営課題の洗い出しと
改善による利益の向上
●情報セキュリティ対策
●ITコーディネータ●ITマスター

お客様の魅力を活かして
売れる商品、カタチにします



川口 正之

Kawaguchi Masayuki

野球クラブチームの指導者です

●創業前後の事業展開支援
●WEBのビジネス活用
●販路開拓や売上拡大
●効果的な情報発信

鉄板営業トークのデジタル化で
ムダな仕事をゼロに!
的確なセールスコピーで売上アップ



佐浦 有節

Saura Yusetsu

古典名著の収集と神仏哲学研究

●セールスコピー
●タイリグマーケティング
●コミュニティプロデュース
●コンテンツ制作●市場調査
●各種SNS運用

伝わる工夫で、広がるファンづくり。
商品開発からデザイン支援まで、
売れる商品、カタチにします



荒木 淳司

Araki Junji

国内海外問わずマーケティングリサーチ

●企業分析による事業の突破口形成を
スタートに商品開発、ブランディング、
マーケティング、購買心理学
●商品デザイン●店舗デザインアシスト
●販路検討●広報全般

御社ならではの“持ち味”（魅力・価値）を 徹底発掘・徹底活用し 収益アップに向けて伴走支援



森山 大雅

Moriyama Taiga

釣り・キャンプ・サッカー観戦

●売上拡大支援
●プロモーションサポート
●ブランディング●商品デザイン
●広告デザイン●映像・Web制作
●ECサイト制作・運用

弁護士経験30年以上!
様々な法律問題の予防法や対処法を
法律の専門家としてアドバイス



高野 正晴

Takano Masaharu

ゴルフと野菜づくりです

●不動産●金銭貸借
●会社に関する問題等の民事
●商事に関する事件●民事再生
●破産・清算等の倒産に関する事件
●弁護士

より消費者に伝わる、質の高い
プロモーションで売上UPをサポート。
売れる方法を一緒に考えましょう



鹿子木 康

Kanakogi Yasushi

早期ウォークマンで30年!そして初孫

●ランチェスター戦略に基づく
事業(再)構築支援
●御社の“持ち味”を徹底して
掘り出し相対的・営業利益アップ支援
●中小企業診断士

熊本県最低賃金

働く人も、雇う人も。必ず確認、最低賃金！

令和8年1月1日から

時間額

1,034 円



倉岳神社（天草市）
写真提供：熊本県観光連盟

熊本県特定（産業別）最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和8年1月1日から

時間額 **1,063** 円

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

令和8年1月1日から

時間額 **1,074** 円

百貨店、総合スーパー

※最低賃金法第6条第1項により

令和8年1月1日から

熊本県最低賃金

時間額 **1,034** 円
が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL 096-355-3202

または
最寄りの労働基準監督署（熊本・八代・玉名・人吉・天草・菊池）へ

熊本労働局ホームページ

熊本労働局 検索

「熊本県の最低賃金」のページでは、熊本県の最低賃金に関する各種情報をご覧ください。



中小企業事業者向け 業務改善助成金

最低賃金引上げ・生産性向上を支援します！
ぜひご利用ください。

業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440



熊本働き方改革推進支援センター

賃金引上げ等、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じるワンストップ無料相談窓口です。

TEL 0120-041-124



最低賃金に関する特設サイト

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>



賃金引き上げ特設ページ

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

